

第5期島根県障がい福祉計画・第1期島根県障がい児福祉計画に関する
パブリックコメント等に対する県の考え方

no.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
1	<p>第3章(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行について</p> <p><課題>の文言修正 日常生活を支えるホームヘルプサービス →日常生活を支える居宅介護（ホームヘルプサービス）</p>	<p>第3章(1)<課題>を以下のとおり修正しました。(P4)</p> <table border="1" data-bbox="949 400 2074 608"> <thead> <tr> <th data-bbox="949 400 1509 432">変更前</th> <th data-bbox="1509 400 2074 432">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="949 432 1509 608"> ・福祉施設の入所者が地域移行するためには、地域での支援の体制が確保される必要がありますが、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支えるホームヘルプサービスなどのサービス基盤の整備が十分に進んでいない地域があります。 </td> <td data-bbox="1509 432 2074 608"> ・福祉施設の入所者が地域移行するためには、地域での支援の体制が確保される必要がありますが、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支える居宅介護（ホームヘルプサービス）などのサービス基盤の整備が十分に進んでいない地域があります。 </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	・福祉施設の入所者が地域移行するためには、地域での支援の体制が確保される必要がありますが、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支えるホームヘルプサービスなどのサービス基盤の整備が十分に進んでいない地域があります。	・福祉施設の入所者が地域移行するためには、地域での支援の体制が確保される必要がありますが、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支える居宅介護（ホームヘルプサービス）などのサービス基盤の整備が十分に進んでいない地域があります。
変更前	変更後					
・福祉施設の入所者が地域移行するためには、地域での支援の体制が確保される必要がありますが、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支えるホームヘルプサービスなどのサービス基盤の整備が十分に進んでいない地域があります。	・福祉施設の入所者が地域移行するためには、地域での支援の体制が確保される必要がありますが、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支える居宅介護（ホームヘルプサービス）などのサービス基盤の整備が十分に進んでいない地域があります。					
2	<p>第3章(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行について</p> <p><目標設定の考え方>の数値目標設定について、事業所へのアンケート以外の具体的な把握方法を記載してはどうか。</p>	<p>県計画の目標値の根拠となる市町村計画における目標値については、アンケート、ヒアリング等の実施や自立支援協議会における審議等、各市町村において地域の実情に応じて各種要素を考慮したうえで設定されているものであり、調査手法の一つとして事業所へのアンケートを記載しています。(P4)</p>				
3	<p>第3章(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について</p> <p>「ピアサポーター」には注釈が必要ではないか。</p>	<p>第3章(2)に注釈を付記します。(P6)</p> <table border="1" data-bbox="943 810 2063 903"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 810 1084 842">変更前</th> <th data-bbox="1084 810 2063 842">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 842 1084 903">(記述なし)</td> <td data-bbox="1084 842 2063 903">自らの”精神障がい”や”精神疾患”の経験を生かし、ピア(仲間)として支え合う活動をする者</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	(記述なし)	自らの”精神障がい”や”精神疾患”の経験を生かし、ピア(仲間)として支え合う活動をする者
変更前	変更後					
(記述なし)	自らの”精神障がい”や”精神疾患”の経験を生かし、ピア(仲間)として支え合う活動をする者					
4	<p>第3章(5)障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p><課題>の放課後等デイサービスの質の確保について、もう少し踏み込んだ表現が必要ではないか。</p>	<p>第3章(5)<課題>を以下のとおり修正しました。(P13)</p> <table border="1" data-bbox="943 986 2063 1238"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 986 1503 1018">変更前</th> <th data-bbox="1503 986 2063 1018">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 1018 1503 1238"> 放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所は大幅に増加していますが、地域によっては利用できる事業所がないところもあり、必要なサービスを提供できる体制を整備するとともに、サービスの質の確保を図る必要があります。 </td> <td data-bbox="1503 1018 2063 1238"> 放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所は大幅に増加していますが、地域によっては利用できる事業所がないところもあり、必要なサービスを提供できる体制を整備するとともに、<u>障がいの特性を理解するための研修会の開催や事業所への実地指導等により</u>、サービスの質の向上を図る必要があります。 </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所は大幅に増加していますが、地域によっては利用できる事業所がないところもあり、必要なサービスを提供できる体制を整備するとともに、サービスの質の確保を図る必要があります。	放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所は大幅に増加していますが、地域によっては利用できる事業所がないところもあり、必要なサービスを提供できる体制を整備するとともに、 <u>障がいの特性を理解するための研修会の開催や事業所への実地指導等により</u> 、サービスの質の向上を図る必要があります。
変更前	変更後					
放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所は大幅に増加していますが、地域によっては利用できる事業所がないところもあり、必要なサービスを提供できる体制を整備するとともに、サービスの質の確保を図る必要があります。	放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所は大幅に増加していますが、地域によっては利用できる事業所がないところもあり、必要なサービスを提供できる体制を整備するとともに、 <u>障がいの特性を理解するための研修会の開催や事業所への実地指導等により</u> 、サービスの質の向上を図る必要があります。					
5	<p>第7章 出雲障害保健福祉圏域の活動指標について</p> <p>医療型児童発達支援0人、コーディネーターの配置人数0人、地域型保育事業所0人とある部分は、事業所自体が出雲市内にない等の理由であるため、0人ではなく「-」と記載すべきではないか。</p>	<p>活動指標（サービスの見込量等）については、現在の利用者数や障がい者(児)等のニーズなどの要素を参考としつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当とされていることから、本計画においては、これらの状況を踏まえたものとして、見込量を設定することとします。(P57)</p>				

no.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
6	<p>同行援護について</p> <p>同行援護の事業所がない地域があります。隠岐地区にも視覚障がい者がありますがほとんど外出の機会がないこととなります。是非事業所を増やしてください。</p>	<p>同行援護の実施事業所の増加に向けて、県では、従事者の養成研修による従事者の養成を行ってまいります。</p>
7	<p>同行援護について</p> <p>島根県では中山間地が多く公共交通機関が少ないために利用しにくい所がありますので車両による支援も同行援護に加えてください。</p>	<p>同行援護従業者の運転する車両への乗車による支援については、平成30年度の報酬改定内容などの国の動向を注視してまいります。</p>
8	<p>同行援護について</p> <p>利用時間が制限されています。月50時間が標準とされていますが島根県では30時間に制限されているところが多いようですので利用時間を増やしてください。</p>	<p>サービスの支給決定は市町村が行っており、利用時間についても市町村が決定することとなっています。</p>
9	<p>生活訓練について</p> <p>出雲圏域などには歩行訓練や情報機器の訓練を行う拠点がありませんので十分に訓練ができていない状態です。相談も含めて松江・浜田以外にも拠点を増やしてください。</p>	<p>松江、浜田以外での生活訓練の実施は課題ではありますが、視覚障がい者等の訓練については、専門性の高い視覚障害者情報提供施設で行う必要があると考えています。</p>
10	<p>ガイドヘルパーについて</p> <p>視覚障がい者のガイドヘルパーについて、見たものの感想や意見、伝えたいことなどの説明等の必要性を、研修会などの場で講習の中にいれてください</p>	<p>県では、視覚障がい者に対する同行援護（移動支援）従事者の養成及び知識・技術の向上を目的とした研修を実施しており、その中で、周囲の様子等が視覚障がい者にとって大切な情報であることを伝えていきます。今後も、引き続き、研修の中で伝えていきます。</p>

※上記のほか、障害福祉サービス等、障害児通所支援等以外の障がい福祉施策全般についてご意見をいただきましたが、これら意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。